

「任意継続被保険者資格取得の手続きについて」

☆ 資格取得の手続きは、健康保険の資格を喪失してから**20日以内**に窓口又は郵送(健康必着)で申請ください。代理申請でも結構です。

(退職日の翌日を含めて20日を過ぎますと資格取得する事は出来ません)

《手続きに必要なもの》

- ▣ 資格取得申請書
- ▣ 保険料 (喪失時の標準報酬月額で算出)

※ 郵送での申請の場合は後日納付

被扶養者の申請をされる場合

▣ 被扶養者異動届

▣ 現況書

▣ 収入証明書

〔 下記参照のうえ該当する証明書は全てご用意ください 〕

● 被扶養者の収入証明書につきましては下記を参考にしてください ●

収入がない16歳以上の方	・・・	非課税証明書(市・区役所等でお取り寄せください) ※ 退職済の方で給与収入の記載がある場合、非課税証明書の余白部分に「退職日」をご記入ください
パート、アルバイトをされている方	・・・	給与明細書の写し、直近3ヶ月分
年金を受給されている無職の方	・・・	非課税証明書と直近の年金振込通知書
その他の収入がある方	・・・	その収入が明らかになるもの
高校生以上の学生の方	・・・	在学証明書または学生証の写し(有効期限内のものに限る)

- 保険料は1ヶ月分を申請時にご用意して下さい。(※ 郵送での申請の場合は後日納付) 但し、申請が翌月(資格喪失日の翌月に申請)の場合は2か月分をご用意下さい。
- 被扶養者の申請をする場合、必ず**収入証明書**を提出して下さい。被扶養者の収入が確認できない場合、保険証は交付できませんのでご注意ください。
- 配偶者が扶養に加入していない場合、原則、お子様の扶養は継続できませんので配偶者の健保等へ扶養を移して下さい。

《郵送での手続き方法》

- ☆ 郵送で取得手続きをする場合、**申請書のみ**郵送ください。(保険料は後日納付いただきます)
- ☆ 申請書を受付後**ご自宅に納付書と保険証を送付いたします**ので、期限までに保険料を納付してください。
- ☆ 保険料の納付が確認出来ましたら、資格取得受理通知書をご自宅に送付いたします。

※ 納付書に記載された期限までに保険料の納付が確認できない場合、任意継続被保険者資格取得申請が無効となります。改めての申請は出来ませんのでご注意ください。

～ご加入後の保険料の支払について～

ご加入後、取得月以降の保険料の納入方法をご案内いたします。

☆ **保険料の銀行引落としは出来ません。**

毎月、保険料を納付する事で被保険者資格が継続となります。

任意加入の保険ですので、継続して加入を希望する方は保険料を納めてください。

納付期限までに保険料の納付が確認できない場合は自動的に資格が喪失されます。

よって脱退を希望される方は保険料を納めない事で資格を喪失する事が出来ます。

喪失後ご自宅に喪失通知書を送付しますので国民健康保険等にご加入ください。

この事にご了解いただける場合のみ申請ください。

○ **毎月払い**

健保から毎月初、ご自宅に納付書を郵送いたします。

その納付書で納付期限までに金融機関から払い込みください。

〔 **保険料納付期限 当月 10日 まで** 〕 (土日祝祭日の場合、翌金融機関営業日)

○ **前納払い**

年度払い 4月分～翌3月分 (取得年度は取得月分～当年度3月分)

半期払い 上期 4月分～9月分 下期 10月分～翌3月分

※ 前納払いは支払期間に応じて割引になります(複利現価法により年4%)

前納払いの納付期限は前月末日です。 上期、下期で納付方法を変更することも出来ます。

保険料の支払い方法のご案内は毎年3月、9月に郵送しますのでそちらをご覧ください。

毎月保険料を納付するのが手間な方、払い込み忘れによる資格喪失を防ぎたい方は

前納払いを利用ください。

※ **被保険者が就職、又は亡くなられた時はその時点で資格喪失する事になりますので**

健保まで申し出ください。(その際、払い込み過ぎた保険料は還付いたします)

～注意事項～

保険料は社会保険料控除の対象となりますので領収書は大切に保管して下さい。

(領収書の再発行は出来ませんのでご注意ください)

◎ **保険料の金額等不明な点は健保までお問い合わせ下さい。**

◆ お問い合わせ先 ◆

〒102-0075 東京都千代田区三番町 1-5

石油製品販売健康保険組合 『適用課』 TEL 03(3265)3201